

眉山公園の活用に関するサウンディング型市場調査 実施要領

令和5年9月1日
徳島市 都市建設部 公園緑地課

1. 調査の目的

眉山は、徳島市の中心市街地に接する標高 290mの山で、頂上からは中心市街地をはじめ、阿讃山脈や紀伊水道を望む眺望絶好の観光地であるとともに、市民が身近に自然と接することのできる公園として親しまれています。

しかし、現状において、眉山の持つポテンシャルを十分活かし切れていない面があることから、徳島市では、令和5年6月に策定した徳島市緑の基本計画において、眉山山頂周辺を緑化重点地区に位置づけ、「見るだけでなく、楽しみながら滞在できる緑と景観のシンボル」として、より一層、多くの方々に親しまれる場となるよう、保全と利活用のあり方を検討することとしています。

そこで、眉山の魅力アップに向けた整備事業等を効果的に実施するため、予め民間事業者の皆様等との「対話」により、眉山公園の再整備や運営に関するアイデア等について広くご意見をお伺いし、今後の取組の参考とさせていただくものです。

2. 対象用地・施設の概要

所在地	眉山町、佐古山町諏訪山の一部外
土地・延床面積	258, 263㎡
公園種別	風致公園
開設年月日	昭和33年3月31日
駐車場	124台（無料） ※ 徳島駅前から車で15分程度
サウンディング 対象エリア	① お花見広場エリア（約18,800㎡） ② 展望広場エリア（約13,000㎡）
土地建物の権利状況	権利者：徳島市
規制がかかる法令	都市公園法 都市計画法 徳島市都市公園条例 徳島市風致地区内における建築等の規制に関する条例
その他	阿波おどり会館と眉山山頂をロープウェイにより接続 所要時間：6分 ※ コロナ禍前で、年間約18万人が利用

3. スケジュール

実施要領の公表	令和5年9月1日（金）
質問の受付	令和5年9月1日（金）～10月13日（金）
質問の回答	令和5年9月8日（金）～10月20日（金）
現地見学会・説明会の開催	令和5年9月21日（木） 午前10時～・午後2時～ 令和5年10月12日（木） 午前10時～・午後2時～
サウンディング参加申込受付	令和5年10月2日（月）～10月31日（火）
提案シートの提出	令和5年10月2日（月）～11月2日（木）
サウンディング実施日時及び場所の調整	提案シートが提出された後、速やかに行います。
サウンディングの実施	令和5年10月10日（火）～12月26日（火）
実施結果概要の公表	令和6年1月中旬 予定

4. サウンディングの内容

（1）サウンディングの対象

眉山公園の利活用による事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ。

ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 参加申込書提出時点で、（指名停止措置要綱等）に基づく指名停止を受けている者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は（暴力断排除条例等）に該当する者
- ⑤ （市税等）を滞納している者
- ⑥ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

(2) サウンディングの項目

次の項目について、書類及び口頭にて対話形式で聞き取りを行います。

「提案可能エリア図」の ① お花見広場エリア および ② 展望広場エリア のいずれかのエリアに係るご提案、もしくは、両エリアを活用したご提案をお願いいたします。

(サウンディング項目)

● ケース① 民設民営の公園施設の整備（設置）のご提案

提案者自らが主体となって実施するもので、以下の視点のいずれかを含む内容であること。

- ・眉山の自然・景観等を活かした観光地としての魅力アップ
- ・地域の活性化、にぎわいの創出、その他
- ・地域課題への対応
- ・エリアマネジメント

(必須項目)

- ▶ 実施する事業または整備する施設の内容等
- ▶ 事業の範囲、事業期間等
- ▶ 既存施設の活用
- ▶ 整備施設等の管理・運営方法
- ▶ 収益性（運営の持続性）

(任意項目)

- ▶ 事業継続が難しい場合の活用提案（事業方式の変更などが可能な場合）
- ▶ その他、事業実施にあたって行政に期待する支援や配慮してほしい事項

● ケース② 公設公営の公園施設の整備（設置）のご提案

市が主体となって実施するもので、以下の視点のいずれかを含む内容であること。

- ・眉山の自然・景観等を活かした観光地としての魅力アップ
- ・LED照明を用いた夜間景観の演出
- ・既存観光資源（阿波おどり会館、眉山ロープウェイ、マチ☆アソビ CAFE 眉山、宿泊施設等）との相乗効果が見込まれるご提案

(必須項目)

- ▶ 整備・導入に係る概算費用
- ▶ 維持管理に係る概算費用

(3) サウンディング内容についての条件

新たに公園施設の設置を提案する場合は、都市公園法第2条及び都市公園法施行令第5条に規定された公園施設のうち、「公募対象公園施設」として都市公園法施行規則第3条の3に定めるもの、及び「特定公園施設」として同規則第3条の4に定めるものとしてください。(別紙1参照)

その他、「サウンディングに関する留意事項」(別紙2)をご参照ください。

5. サウンディングの手続き

(1) 質問の受付及び回答について

今回の調査に関してご質問がある場合は、(様式1)質問シートに質問内容を記載し、Eメールによりご送付ください。

なお、質問に関する回答は、質問者を匿名とした上で質問内容とともに市ホームページにて公表します。

① 質問受付期間

令和5年9月1日(金)から令和5年10月13日(金)17時までの間で随時

② 質問先

8. 問い合わせ先のとおり

③ 質問の回答

令和5年9月8日(金)から令和5年10月20日(金)17時までの間で随時

(2) 現地見学会・説明会の開催

当該施設の概要等について、サウンディングへの参加を希望する事業者様向けの現地見学会・説明会を実施します。

参加を希望される方は、期日までに下記申込先へ、参加者の氏名、所属企業部署名(又は所属団体名)、電話番号、参加を希望する見学会の日時を明記の上、Eメールによりご連絡ください。なお、件名を【現地見学会参加申込】としてください。

① 見学会開催予定日 計4回実施予定

令和5年 9月21日(木) 午前10時～ ・ 午後2時～

令和5年10月12日(木) 午前10時～ ・ 午後2時～

② 申込受付期間

見学会・説明会の開催予定日の1週間前まで

(見学会参加申込が無い場合は、見学会は実施しません。)

- ③ 申込先
8. 問い合わせ先のとおり

- ④ 集合場所
展望広場エリア（眉山ロープウェイ山頂駅前）

（3）サウンディングの参加申し込み

サウンディングの参加を希望する場合は、（様式2）エントリーシートに必要事項を記入し、件名を【サウンディング参加申込】として、Eメールによりお申し込みください。

- ① 申込受付期間
令和5年10月2日（月）から令和5年10月31日（火）17時までの間で随時
- ② 申込先
8. 問い合わせ先のとおり

（4）提案シート等の提出

サウンディング事項についての意見・考え等を記載した提案シート（様式3等）を、件名を【提案シートの提出】として送付してください。必要に応じて補足資料もご提出ください。

- ① 提出期間
令和5年10月2日（月）から令和5年11月2日（木）17時までの間で随時
- ② 提出先
8. 問い合わせ先のとおり

（5）サウンディングの日時等の調整

提案シートの提出をいただいた後、サウンディングの実施日時等の調整をさせていただきます。（担当者様へ電話またはEメールでご連絡させていただきます。）

（6）サウンディング個別対話の実施

- ① 実施期間
令和5年10月10日（火）～12月26日（火）午前9時～午後17時
- ② 所要時間
30分～1時間程度
- ③ 場所
徳島市役所内会議室

(7) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

6. 留意事項

(1) 参加事業者の取り扱い

サウンディングへの参加実績は、事業者公募等における評価の対象とはなりません。

(2) 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者様の負担とします。

(3) 追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

7. 別紙・参考資料

- ・提案可能エリア図等
- ・様式1～3
- ・公募対象公園施設等
- ・サウンディングに関する留意事項
- ・現況写真

8. 問い合わせ先

徳島市都市建設部公園緑地課 担当：久米・西野

〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地

TEL：(088) 621-5295

E-mail：koen_ryokuchi@city-tokushima.i-tokushima.jp